

第二次稲城市再犯防止推進計画(案) 概要

計画の位置付け・目的

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の第二次再犯防止推進計画及び第二次東京都再犯防止推進計画を勘案し、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

「第五次稲城市長期総合計画」及び「第四次稲城市保健福祉総合計画」との連携・調和を図るとともに、各種関連計画との整合を図ります。

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、再犯の防止に資する取組のほか、広く市民に提供してきているサービス等で、犯罪防止や非行防止、更生保護等につながる可能性のある取組を掲載しています。

日野市・多摩市との連携について

3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めた「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」を令和7年3月に策定しました。本計画は当該共通理念を基としており、3市共通で行う取組など、連携の内容について記載しています。

計画の推進体制

就労、住居、福祉、防犯、非行防止等に携わる市の関係部署間の十分な連携を図るとともに、関係機関との連携協力のもと、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。推進にあたっては、福祉施策を所管する「稲城市保健福祉推進委員会」及び防犯の取組を所管する「稲城市安全・安心まちづくり推進協議会」との情報共有を行います。

計画期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

重点課題ごとの主な取組

重点課題1 就労・住居の確保等

- (1)就労の確保を支援する取組
- (2)住居の確保を支援する取組

重点課題2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- (1)高齢者の方を支援する取組
- (2)障害のある方を支援する取組
- (3)生活困窮の方などを支援する取組
- (4)薬物乱用防止に向けた取組

重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- (1)非行の防止等に向けて子どもたちを支援する取組
- (2)子どもたちの居場所づくりや学習支援の取組

重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

- (1)保護司等民間協力者の活動を支援する取組
- (2)広報・啓発活動を推進する取組
- (3)安全・安心なまちづくりに向けた取組

重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等

- (1)関係機関と連携した取組

重点課題6 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組

- (1)3市共通で行う取組

● 計画の位置付け及び連携のイメージ

